

# 平成27年中 所得税及び復興特別所得税の確定申告 平成28年度 市・県民税申告のご案内

会 場	日 程
市 役 所（西フロア3階）	2月15日(月)～3月15日(火)
七塚健康福祉センター（1階）	2月23日(火)～2月26日(金)
高松産業文化センター（1階）	3月 1日(火)～3月11日(金)

●受付時間 午前9時～12時、午後1時～4時  
※いずれの会場も土・日・祝日を除きます。

- ◆上記のとおり、市内3会場で申告受付を行いますので、ご都合に合わせてご来場ください。
- ◆各会場、受付期間中は大変混雑する可能性があります。その際は改めてご来場をお願いするか、金沢税務署での確定申告をお願いする場合がございます。

【時間延長受付】は、以下の期日で行います。

- ◆市役所（西フロア3階）2月22日(月)～26日(金) 午後7時まで

【農業収支相談】を、以下の各会場で行います。

- ◆市役所(西フロア3階) 2月24日(水)～2月25日(木)
- ◆高松産業文化センター(2階) 3月 3日(木)～3月 4日(金)

◇土地・建物を売られた方、株式を売られた方については、  
お手数ですが 金沢税務署 での確定申告をお願いします。

【休日の受付】 ※金沢税務署のみ実施です。

- ◆金沢税務署（駅西合同庁舎3階）2月21日(日)、2月28日(日)  
午前9時から午後4時まで

裏面には、「申告が必要な方」「年金受給者の方へ」及び「申告受付時に必要なもの」  
の必要な事項が記載されていますので必ずご覧ください。

お問合せは、かほく市役所総務部税務課【Tel283-1114】まで

## A. 【申告が必要な方】

平成27年1月～12月までの所得・控除等により、平成28年度の市・県民税が計算されますので、以下に該当される方は申告の必要があります。

- 事業所得（営業、農業等）や不動産所得、一時所得等のある方
- 給与所得のみで⇒退職等により年末調整をしていない方  
⇒医療費控除などの所得控除を受けようとする方
- 年金所得のみで⇒『公的年金等の源泉徴収票』に源泉徴収税額のある方  
⇒国民健康保険税（料）などの社会保険料・生命保険料・医療費・扶養控除などの所得控除を受けようとする方
- 給与所得がある方で⇒各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 2ヶ所から給与のある方で⇒主たる給与以外の給与収入と各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 寡婦（夫）に該当する方で⇒寡婦（夫）控除の適用がされていない方
- 障害者に該当する方で⇒障害者控除の適用がされていない方

- ・事業所得、不動産所得のある方は、「収支内訳書」を作成して申告会場にお越しください。
- ・医療費控除のある方は、「医療費の明細書」を作成して申告会場にお越しください。

※作成していない場合は受付できませんので、必ず作成のうえ、申告会場にお越しください。

## B. 【年金受給者の方へ】

必ず「平成27年分公的年金等の源泉徴収票」(あずき色のハガキ)を持参してください。

(注)「年金振込通知書」(青色のハガキ)では確定申告の受付はできません。

※源泉徴収税額のある方は、申告を行えば税額が還付(お戻し)されることがあります。



## A. B 共通 【申告受付時に必要なもの】

↓以下の源泉徴収票や証明書等は、添付又は提示が必要ですので、必ず原本をご持参ください。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- 国民健康保険税（料）・介護保険料・国民年金保険料等の社会保険料や、生命保険料・地震保険料等の各種控除証明書など
- 医療費控除における医療機関等の領収書など
- 住宅借入金等特別控除における登記事項証明書等の添付書類など
- 印鑑（ゴム印不可）、源泉徴収税額が還付の場合は預金通帳の控え
- 平成26年分 確定申告または住民税申告書の控え（昨年状況等確認を行います）

平成27年中に所得がなかった方 や 市・県民税が非課税となる方でも！

以下の場合、市・県民税（住民税）の申告が必要です。

- ①国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料の減額・免除の申請を行う場合
- ②所得額の記載がある非課税証明書の発行が必要な場合

（例：市営住宅、児童手当、その他各種助成金等の手続き、勤務先等への扶養親族の届出など）